

室蘭市社会福祉協議会会員及び会費規程

昭和46年 8月25日制 定

平成13年12月 6日一部改正

平成15年10月21日一部改正

平成29年 4月 1日一部改正

(定 義)

第1条 この規程は、社会福祉法人室蘭市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第32条に定める会員について規定するものとする。

(目 的)

第2条 会員は、本会の目的に賛同し、多様な者の主体的参加に基づき、地域福祉の推進を図ることを目的とする。

(会 員)

第3条 会員は、社会福祉に関心を有し、社協の趣旨・事業目的に賛同するものとする。

※普通会員は、本会の組織構成員として運営、事業に参加するために議決機関である本会評議員や理事を選出する母体等となり、会員としての権利、義務関係を有する。

※賛助会員は、普通会員とは異なり、会員としての権利・義務関係を有せず、本会の事業目的に賛同し、財政面で本会を支える構成員とする。

※特別賛助会員は、本会に対して特別に賛助する構成員とする。

1 普通会員

第1号会員 町会・自治会等

第2号会員 社会福祉施設

第3号会員 社会福祉団体

2 賛助会員

法人等（社会福祉法人・財団法人・社団法人・法人事業所・商店等）、個人及び団体（事業所協同組合・協会・支部等）

3 特別賛助会員

本会に特別に賛助する個人・団体・法人・事業所等

(会員の重複)

第4条 普通会員は、重複して賛助会員や特別賛助会員になることができる。

(入 会)

第5条 本会に新たに入会する者は、別に定める申込書を本会会長あてに提出し、会長が入会の可否を判断し、許可するものに会員証と会費請求書等を送付するものとする。また、申し込みを許可しないものに対して、許可しない理由等を文書等により通知し、これらの状況を直近の理事会に報告するものとする。

2 会員を登録した会員台帳を作成して、事務所で保管するものとする。

(会 費)

第6条 会費は普通会員と賛助会員及び特別賛助会員に分け、いずれも年額とし、以下の区分による。

(1) 普通会員は、次のとおりとする。（口数制限なし）

第1号会員会費 1口 1世帯1000円を基本に、町会・自治会等に属する世帯数を乗じたものとする。

第2号会員会費 1口 1施設 3,000円とする。

第3号会員会費 1口 1団体 1,000円とする。

(2) 賛助会員は、次のとおりとする。(口数制限なし)

個人は、 1口 500円とする。

団体は、 1口 1,000円とする。

法人等は、1口 3,000円とする。

(3) 特別賛助会員は、次のとおりとする。(口数制限なし)

1口 10,000円とする。

(会費の納入)

第7条 会費は一時納入として、その年度の9月末日までを基本に納入するものとする。

2 既に納入した会費は、誤納入の場合のほかは返還しないものとする。

(会費の減免)

第8条 本会会長は、会員に特別の理由があると認められたときは会費を減免することができる。

(退 会)

第9条 会員は、次の場合に退会したものとする。

(1) 退会の申出があったとき。

(2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(除 名)

第10条 会員が本会の名誉を毀損しまたは趣旨、目的に反する行為があったときは、理事会の議決を経て会長が除名することができる。ただし、当該会員には議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(雑 則)

第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は本会会長が別に定める。

附 則

1 この規程の施行は、昭和46年8月25日からとする。

附 則

1 この規程の施行は、平成13年12月6日からとする。

2 改正後の規程の規定は、平成13年3月29日から適用する。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。